

## 富良野市景観計画策定委員会設置条例

(設置)

**第1条** 景観法（平成16年法律110号）に基づく、富良野市景観計画（以下「景観計画」という。）の策定及び富良野市景観条例（以下「景観条例」という。）の制定に当たり、幅広い観点から検討を行うため、富良野市景観計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

**第2条** 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 景観計画の作成に関すること。
- (2) 景観条例の作成に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観計画及び景観条例に関し必要な事項

(組織)

**第3条** 委員会の委員は、10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内の各種団体の推薦を受けた者
- (3) 市民（公募による。）
- (4) 市長が必要と認める者

(委員の任期)

**第4条** 委員の任期は、景観計画の策定及び景観条例の制定が終了するまでとする。

- 2 委員に欠員が生じたときは、速やかに委員を補充するものとする。

(委員長及び副委員長)

**第5条** 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

**第7条** 委員会の庶務は、総務部企画振興課において処理する。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。